

郵政省 電気通信局 電気通信事業部 車掌政策課
「IT革命を推動するための電気通信事業における競争政策」の方針/2
開催する意見募集」担当 御中

擇言記に開催する意見

平成12年9月14日

国民参加の電気通信をめざす
参議院民の会 二宮栄夫

謹啓 貴社 業者御清祥のことと存じます。

当会は昭和59年、1984年、電電民運化問題を契機に、
い2. 電気通信・情報通信問題を、地域の一般利用者、
消費者の見地から研究の運動を、学者研究者を含む団体、
個人、市民的団体とい2 15余年間、参議院下を中心として活
動している会である。役員会議へお論、会員の内容を副会
長=二宮栄夫が記述した意見者である。

貴社ならんに審議委員各位、御高懇に仰せられ。

意見

3. NTTグループの位置付け、5. 通信主権の確保に關する

昨今の国内外の情報通信業界の激動の中から 明らかに2なり
つある事態がある。それは 各国が 自国の基幹的通信企
業(ラック・シナクトン等)を、2の国の安全保障、主権保持と
社会・経済活動の必要から 国策と2確立保持つつ、国際的
進出・提携を図るといふことである。

規制緩和を主張するに勤むるアエリカなども、他国通
信企業の進出・買収に対する反対する議員団の活躍・
な運動がある。冷感な事実を注目する必要がある。

今、わが国の情報通信問題との通信主旨についには、国家主権、安全保障、経済活動の守護・防護など広い意味からのPFI-4や「公権」とされている。今更の「日米機密料交渉」の跡汗が如きは深刻なものである。近時、公共的義務をNTT法に負う最高の執行責任者であるべきNTT持株会社の社長から、完全民営化によってのNTT法からの脱却、公私的義務の枚挙を求める公然たる反対が、繰り返しされることは、理解に苦しむ。

① NTT法にもとづく、政府持株保有の特殊会社にて、公益性保持義務と国の通信主権に責任を負う国策会社にての位置づけを明確にするニトヤハ「必要」である。

NTTグループの「完全民営化」の主張には反対である。

② 外資規制、政府の株式保有義務は今後も維持する。

日本の場合、NTTの前身である日本電信公社、電気通信局のあたり五ちは、諸外国とは異なり、利用者の加入義務、設備預り金など、一般利用者からの譲金提供によって事業の急速な発展を図ってきた結果生じる、専らは株式保有・率だけでは律せれない事情がある。

一般利用者・国民がもつ、一種の電金株的問題があることを忘れてはならぬ。NTTの事業・資産はATTなどとはちやうて国民共有の財産であることを銘記してほしい。

最近の情報通信(放送)障害での賃収金額が数億円から十数兆円と、金融界のメガバンク時代を背景に巨大化しており、外資規制を緩和撤廃したく、完全民営化 株式完全放出のようす率能をあこせば、株式市場原理のみであるNTTはじめ日本の通信企業の他国資本による吸収合併買収という最悪の事態を予想することを忘れてはならぬ。

NTT社長はじめ聞かれる「NTT完全民営化すべし」との主張は、余りにも無防備な発言である。

- ③ ネットワークの守護・健全の体制の確保について、国際・民間・個人の協力を中心とする研究・防備の一元的管理が必要となる。衛星通信を利用した國際的連携・情報交換に対する国と国との対応も必要である。国際協力による防止策が重要となる。
- ④ 緊急災害時における NTTグループの全国一元的管理能力を活用する方策をとることを望めたい。
- ⑤ 海外的な施策について、個別交渉方式よりも、国際的会議での共同協議を重視して進めるべきである。

付言すれば、今回の日米接続料支拂金額と結果は、支拂うる者の苦勞は理解できるとしても、なぜ国・国会での改正法の議決の結果を輸んでしまったか森首相はじめ日本国内の首脳の責任は大きい。国家主導をふみにじるに等しいアメリカ政界、ATTなどの行為は国際的な批判を招くに充分である。

再びのないように国際的情勢や政策が急務である。

官庁再編成に伴なう郵政・電気通信主管部门の位置づけを以上述べた立場から見直し、引き上げ強化することを望めたい。

4. ユニバーサルサービスの確保について

- ① 公衆電気通信法以来、今日の電気通信新法、NTT会社法(特に3条)の公私性・義務の履行については、厳格に守られることが必要である。
- ② 今日、国民にとって電話サービスは欠く不可欠な生活基盤であるが、インターネット、携帯電話、パソコンも広く普及して

いは理屈からユニバーサルサービスの対象とすべきである。
格差解消につきの具体的方策を述べたい。

③新たな通信手段・携帯サービスの全国普及のためにも、サービスの極東といふ不採算地を含めた全国各地=NTT直営の業界センターの拠点が求められるが、NTT東西日本地域会社が現在進めているNTT営業所窓口の統廃合計画は、これに逆行するものあり、直ちに中止を求める。

島嶼県下はさういふよばれ、四国全般で従来、一般利用者に開放されて来た営業窓口がゼロになるとことは、NTTからの責務から、又、分割再編時に全国均等のサービスは維持する旨の公的誓約をふみにじつた二重の暴挙といわ言ひやうかい。あるいは「強く抗議すると共に、計画の撤回、廃止を求める」。少子高齢化と地域差別の振興に悩む愛媛や四国、さらには全国の地方の利用者については、緊急通報システム、医療通信システムの拡張、デバイド解消の具体的実施の場センターとして営業窓口の復活を之をもぞとしたい。

地域自治体や産業界、利用者、やどに優しく従業員との充分な納得を得たうえで「政策を定めよ」と、NTTが責務であると信じる。

④ユニバーサルサービスは全ての通信業者への義務付けが「まことにありである」。実情からもNTT純然、東西地域会社が担うべき大きい、NTTコミュニケーションズの国内業務部門につても法の適用が必要となる。

他の国内・外の通信業者に対するは、(一)クリムスキミングトヨタの規制、(二)接続料への反映、(三)ユニバーサル基金への積出義務付けによって公正を図る措置が緊急に求められる。

尚、ユニバーサル基金への自治体負担は、不採算地域利用者への二重取り扱いあり、格差拡大をもたらすあり反対する、もっぱら「雙葉業者」の負担とすべきである。

- ⑤ 同一サービスについて、地域間との料金水準格差は認められまい。
- ⑥ 公共的責務の範囲の下に、平成'7年1月の関西大震災、三宅島噴火などの大規模災害時ににおける通信、技術、それに連携する設備の維持、復旧、人員の確保の体制整備も含めることや必要である。
- ⑦ NTT持株会社の公益性、公益性から、「公益事業持株会社法」を別に制定するべき! アメリカのように必要である。
 (参考「米国における持株会社制度の実態調査」
 平成'7年)

7. 利用者・利益の確保方策について

NTT持株会社へヒヤリハタの実績から、「みゆきら事業をあこなう」となく、他の会社の株式を保有して、その会社を支配するなどを主たる事業とする会社」統合持株会社、NTTは、利用者、ヒヤリハタ個人利用者については、日々日に遼々とばかりの存在でいかなくななりつつある。

消費者保護・情報公開、監督の民主化、モラルヘゲード"や"規制上げられる 今日 ヒヤリハタを求めて!!

- ① 地政省とNTTなど"運営業者"は、料金、安全性、守秘権の確保策、設備投資計画、資金調達計画などの情報公開とアクセス方法、意見反映について改善を求める。
- ② 地方通信審議会の運営と構成の公開性、民主性をため、意見公募、公聴会を地方ごとに開催する。

利益を引き出す關係者。参加の側面など構成を公正にする
電力系通信会社をもつ電力会社相談役や自動車会社の
監督官や、審議会の会長など要職にXニヒは、二本人の公平
とは別として、疑問がなきことなし。

③ 国民を代表する国会の調査・監督権限を強化する。

⊕ NTT持株会社、東西地域会社と協議的に会議できる
「利用者会議」を設立することを義務づける。
また、各都道府県の支店と、それに付随するエリアの利用
者の中にも会議場を早急に設置する二本を始めた。

連絡先

790-0855

松山市持田町 1-2-12

電通センター 内

089-932-0007 (T·F)

国民のための電気通信をめざす常磐県民の会

会頭 副会長

二宮 浩太
ミヤ ハルオ